

「豊中市若者自立支援計画改訂版(素案)」への意見募集について

市では、平成 28 年度（2016 年度）に若者支援構想を策定後、平成 30 年度（2018 年度）から令和 7 年度（2025 年度）を期間とする「豊中市若者自立支援計画」を策定し、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取り組みをすすめてまいりました。

今回、コロナ禍の影響もふまえ、「豊中市若者自立支援計画」の中間見直しについて検討を重ね、同計画改訂版の素案がまとまりましたので、豊中市意見公募手続に関する条例に基づき、ご意見を募集します。

なお、この豊中市若者自立支援計画は豊中市意見公募手続に関する条例第 2 条第 6 号アにあたるものです。

●意見募集期間 令和 4 年（2022 年）1 月 11 日（火）～ 1 月 31 日（月）

1. 案件

豊中市若者自立支援計画改訂版（中間見直し）（素案）

2. 参考資料

豊中市若者自立支援計画改訂版＜概要版＞（素案）

豊中市若者自立支援計画改訂版（素案）については、市政情報コーナー（豊中市役所第二庁舎 4 階）、庄内出張所、新千里出張所、青年の家いぶき（旧千里少年文化館 新千里西町 2-7-1）、暮らし支援課（豊中市立生活情報センターくらしかん 2 階）、市ホームページ（※）でご覧になれます。

※アドレス（「トップページ」→「市政への参加」→「意見公募手続」→「令和 3 年度案件」→「豊中市若者自立支援計画改訂版（素案）への意見募集について」をクリック）

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/ikenkobo/r03/wakamono-iken.html>

3. 対象者

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 市税の納税義務者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの

4. 意見の提出方法

ご意見は、「意見提出用紙」に記入し、郵送、ファックスのほか、くらし支援課に直接持参いただいても結構です。また、電子メールや市ホームページの入力フォームからも提出できます。（提出先は、下記参照）入力フォームから提出いただく場合のアドレスは、以下の通りです。

https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2322



5. 意見の取り扱い等について

- ・提出された意見は、名前・連絡先等を除き公表されることがあることを予めご了承ください。
- ・意見に対して、市は個別には回答いたしません。
- ・提出された意見の概要と市の考え方を上記案件等の閲覧場所、市のホームページで一定期間公表します。
- ・この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの、この計画改訂版（素案）に対する意見でないものについては、市の考え方を示さないことがあります。

意見の提出先・問合せ先

豊中市市民協働部くらし支援課 就労支援係（豊中市立生活情報センターくらしかん 2 階）

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1

電話番号：06-6858-6870 ファックス番号：06-6858-5095

市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

メールアドレス wakamono@city.toyonaka.osaka.jp